

日本実験力学学会誌投稿規定

(通則)

第1条

この規定は、日本実験力学学会の会誌への投稿に関する事項を定めたもので、本会の論文、解説、技術報告等すべての記事はこの投稿規定に従うものとする。

第2条

論文は、著者の原著とし、他の学術的刊行物に公表（投稿中も含む）されていないものであり、実験力学及びその周辺に関連した内容を持つものとする。なお、二重投稿に該当する場合は「掲載否」となる。

(著者)

第3条

本誌に原稿を投稿できる者は、原則として本学会の会員とする。また、共著の場合には、原則として投稿者が本会の会員でなければならない。ただし、論文、技術報告以外について本会が特に認めた原稿執筆者はこの限りではない。なお、掲載された記事の内容に関する責任は、すべて著者が負うものとする。

(著作権)

第4条

本誌に掲載された記事の著作権は、原則として本会に帰属する。原著論文については著作権譲渡書を提出する。ただし、著者が自らの論文、記事等の一部を複製、翻訳などの形で使用する場合には、原則としてこれを認める。

(使用言語および単位)

第5条

会誌の原稿は原則として日本語とする。ただし、論文の原稿は日本語または英語を用いる。論文に使用する単位はS I単位とし、必要に応じて従来単位を併記する。

(投稿)

第6条

原稿は、原稿見本に記載された要領に従って作成し、電子投稿システム (<http://www.editorialmanager.com/jjsem/>) から投稿する。原稿の長さは原則として最大8頁までとする。

(原稿受付日)

第7条

原稿受付日は、原稿が本会に到着した日とする。ただし、内容の訂正、短縮などを依頼した原稿が本会の発送日より60日以内に返送されない場合には、最初の受付日を無効とする。

(審査)

第8条

論文は、論文審査委員会が論文審査規定にしたがって審査を行い、掲載の可否を決定する。審査結果によって、修正（削除、加筆を含む）が要求されることがある。修正を要求された原稿が送付された日から60日以上経過して再提出された場合は、その原稿は改めて投稿されたものとみなす。

第9条

解説、技術報告は、論文審査委員会が審査を行い、掲載の可否を決定する。

第10条

論文、解説、技術報告以外の記事の採否は、編集委員長が決定する。

(掲載料)

第11条

論文の掲載が決定した場合の掲載料は別に定める。

(改廃)

第12条

本規定の改廃は理事会で審議し、決定する。

付則

本規定は2019年9月1日より施行する。

2007年4月28日に一部改定。

2012年4月5日に一部改定。

2015年1月24日に一部改定。

2016年9月9日に一部改定。

2018年8月28日に一部改定。

2019年9月1日に一部改定。